

令和8年第2回 門真市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年3月3日(火) 午前10時00分～午前10時35分

2 場 所 門真市役所 別館3階 厚生会会議室

3 議 長 西村 覚

4 署名委員

6番：土井 清孝 委員 7番：西川 敬治 委員

5 出席委員(9名)

1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 3番：川中 仲文 委員

4番：木原 早智子 委員 5番：寺裏 和正 委員 6番：土井 清孝 委員

7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員 9番：西村 覚 委員

6 職務のため出席した者

局 長：柏原 佳太

局次長：吉田 武史

主 査：河坂 章志

係 員：田中 優真

7 議案・報告等

(1) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可

(2) 議案第3号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定
による事業計画の決定

(3) 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(4) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知

(5) 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

議 事 録

会長	<p>ただ今から令和8年第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。本日の議事録の署名委員でございますが、6番：土井 清孝 委員、7番：西川 敬治 委員にお願いすることといたします。それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。</p> <p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。申請は、2件です。なお、この2件の申請につきましては農地法でいうところの2親等内親族・同世帯内での所有権移転ですので、許可要件の説明についてはそれぞれの申請内容を確認後、まとめてご説明いたします。</p> <p>まず1件目についてです。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料⑥の1ページから15ページでございます。申請内容について、1～2ページの許可申請書をご覧ください。1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。</p> <p>続いて、3ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。</p> <p>次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、4ページの1-2の（1）から（3）に記載のとおりです。</p> <p>続いて、5ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。</p> <p>次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。</p>

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、6ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

続いて、7ページの「Ⅱ使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」、8～9ページの「Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項」には該当しませんので、割愛させていただきます。

続いて2件目についてです。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料⑥の16ページから32ページでございます。申請内容について、16～17ページの許可申請書をご覧ください。1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、18ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、19ページの1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、20ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、21ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりで

ございます。

続いて22ページの「Ⅱ使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」、23～24ページの「Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項」には該当しませんので、割愛させていただきます。

それでは、許可要件の確認をいたします。許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添①】農地法第3条調査書をご覧ください。

次に議案書添付の【別添①】図示をご覧ください。本事案を簡単に図にまとめたものとなります。今回の申請により表①（現状）から表②（今後）へ所有権の移転を行おうとするものです。

それではご説明させていただきます。議案書添付の【別添①】議案第2号「農地法第3条調査書」をご覧ください。個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、農作業経験があり、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人の世帯員は、年間150日以上農作業に従事し、かつ耕作の事業に必要な農作業を行っているため、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。以上のことから、2件とも許可できる案件と考えます。

会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。ご質問等がないようですので、採決にはいります。議案第2号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員全員挙手】

全会一致で、議案第2号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。

次に移ります。議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」についてで

す。それでは事務局説明願います。

事務局

門真市から農業委員会に対して、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定要件の確認の依頼がありましたので、ご審議をお願いします。

はじめに、都市農地貸借法についてご説明させていただきますので、資料「都市農地貸借法の解説」をご覧ください。

この法律は、市街化区域農地のうち生産緑地に係る法律となっております。この法律の最大のポイントは農地法による手続きとは違い、貸した農地が確実に返還される。また、相続税の納税猶予制度が継続されるという2点であります。事業計画を市長に提出し市長は提出された事業計画の要件の確認を農業委員会に依頼し農業委員会の決定をもって認定することになります。今回その審議を依頼されているわけですが、事業の決定にあたり要件がありますので、資料の最終ページをご覧ください。

計画の基準として表の1と2の両方に該当することとなっております。なお、1については(イ)(ロ)①②(ハ)①②③の6つのいずれか一つ以上です。以上を踏まえたうえで、議案第3号を説明させていただきます。

議案第3号の議案書をご覧ください。物件の所在、賃借権等の設定を受けようとする者、都市農地所有者については記載のとおりです。貸付期間は、5年間で「申請都市農地において、化学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択することにより、国土及び環境の保全に資する」ことを目的としています。設定する権利の種類は賃借権で有償となります。場所及び土地の状況につきましては、添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。現地は、事務局より田中が確認しております。

続いて添付資料⑥の1ページをご覧ください。申請地は、南野口町で国道163号線から南に入った所に位置しております。申請内容は、1ページから7ページにある事業計画の認定申請書をご覧ください。1ページには、議案書に記載している基本的な情報が記載されております。

次に、2ページをご覧ください。「3. 都市農地における耕作の事業の内容」は、法第4条第3項第1号関係の認定要件が記載されています。認定要件については、法施行規則第3条に規定があり、1号関係と2号関係があります。

1号関係については、6つ中1つ以上に適合している必要があります。今回は、「ハの(2)」に該当しております。

次に、2号関係ですが、申請都市農地の周辺の生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められることとし、それについて、具体的に記載されていますので、ご確認願います。なお、栽培及び圃場管理については申請者が行う内容となっております。また、本計画では貸主においても当該生産緑地縁辺部の見回り、点検や周辺住民からの相談対応等を行うとしています。以上が、法第4条第3項の認定要件となります。

次に、3ページの上段の、「4. 申請者が行う耕作事業に必要な農作業への従事状況」をご覧ください。年間従事日数は、現状においても、賃借権等の設定後においても、変わらず150日程度を計画しております。

次に、選択項目です。こちらについては、権利の設定を受ける申請者の種類により異なります。今回は個人からの申請につきイに該当するため、5-1、5-2及び6の記載がございます。

中段の5-1をご覧ください。申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況が記載されています。

次に、5-2をご覧ください。こちらには、作付予定の作物とその作付面積と、申請者が所有している大農機具、農作業に従事する者の人数農作業暦が記載されています。

次に、「6. 周辺農地との関係」をご覧ください。内容については記載のとおりで、周辺農地に及ぼす影響はないと見込まれます。以降について個人の場合は記載が不要ですので、空欄となっております。

続いて、8～10ページに本事業計画に基づく農地賃貸借契約書の案が提出されております。

最後に申請書の賃借権等の設定を受ける都市農地の欄に「南野口町747番の3の一部」と記載ありましたが、12ページの現地写真の赤線で囲った部分が該当部分となります。以上のことから、本件は認定要件を満たす案件と考えます。説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

西川委員

農地賃貸借契約書には代表者及び副代表者の記載があるが、複数人で農業従事するようであれば、車の出入りや路上駐車、ゴミの放置などには気をつけていただきたい。

事務局	はい。その場合は充分留意する旨、申し添えます。
会長	<p>他にご質問等はございませんか。ご質問等がないようですので、採決にはいります。議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【委員全員挙手】</p> <p>全会一致で、議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」については、議案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に移ります。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。届出内容につきましては、報告第2号の議案書をご覧ください。届出は1件です。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料⑥の13ページから20ページでございます。</p> <p>届出内容は、13ページのとおりで、転用の目的は駐車場となっております。</p> <p>当該届出地は、添付資料の19ページの地図のとおりに位置しております。現地調査は事務局から田中で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【質問等なし】</p> <p>ご質問等がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」</p>

	<p>についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件については賃貸借契約について、農地賃貸借解約合意書のとおり、双方が合意し、解約したため、農地法第18条第6項の規定に基づき通知書が提出されたものです。</p> <p>通知内容について、添付資料⑨の1ページから10ページをご覧ください。当該届出地は9ページのとおりで、3～4ページの農地賃貸借解約合意書にて解約されたことをお伝えいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【ご質問等なし】</p> <p>質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、先ほどの農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の後、市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第4号の議案書をご覧ください。届出は1件です。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料⑩11ページから19ページでございます。</p> <p>届出内容は、11ページのとおり転用の目的は資材置き場であります。</p> <p>当該届出地は、18ページの地図のとおりでございます。現地調査へは、農業委員会より川田雅彦委員、事務局より田中が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</p>
木原委員	<p>これは先程の報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」と同じ農地でしょうか。</p>

事務局	はい。その通りです。 他にご質問等はございませんか。他にご質問等がないようであれば今回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。
-----	---

以上、上記の議事を証するため、この議事録を作成し議事録署名人が署名する。

【 署 名 】

議 長 西村 寛

署名委員 土井 清孝

署名委員 西川 敬治